



接続料の算定等に関するワーキンググループにおける検討結果

令和8年4月20日
事 務 局

◆検討項目

接続政策委員会において調査検討を行う「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方」のうち、主として、接続料の算定方法等を含む、現在の市場環境の変化を踏まえた競争ルールの在り方について検討を行うことを目的として、「接続料の算定等に関するワーキンググループ」を開催。これまで、以下の事項について検討を行った。

- (1) 加入光ファイバ接続料の算定方法
- (2) 卸電気通信役務の適正性（光サービス卸の検証）
- (3) モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証
- (4) 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証
- (5) 長期増分費用モデルの入力値の見直し等

◆構成員

(主査)	相田 仁	東京大学 特命教授
(主査代理)	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	高橋 賢	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
	橋本 悟	青森公立大学 経営経済学部 経済学科 教授

◆開催状況

会合	議題
第1回（2025年11月10日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入光ファイバ接続料の算定方法に関するヒアリング ・ モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証結果について【非公開】 ・ 令和8年度接続料算定に用いる入力値の見直しについて【非公開】
第2回（2025年11月25日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入光ファイバ接続料の算定方法に関するヒアリング
第3回（2025年12月19日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針について ・ ワイヤレス固定電話の地域限定見直し後の接続料原価算定について ・ モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証結果について【非公開】
第4回（2026年1月27日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング ・ 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案について
第5回（2026年2月13日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング
第6回（2026年3月6日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関する論点整理 ・ 長期増分費用モデルにより算定された都道府県別の接続料の扱いについて ・ モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証結果について【非公開】
第7回（2026年4月14日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果について

(1)加入光ファイバ接続料の算定方法

接続料の認可基準
(電気通信事業法 第33条4項2号)

■ 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

算定方式	算定概要	主な対象機能	
長期増分費用方式 (LRIC)	<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網(メタル回線収容装置、中継系伝送路設備) 	
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービス及び接続料の急激な変動を緩和する必要があるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) NGN
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(ドライカップ、ラインシェアリング) 中継光ファイバ回線 専用線、公衆電話 IP関連装置

接続料算定の原則
(接続料規則第14条第1項)

■ 接続料は、法定機能ごとに、当該接続料に係る収入(接続料×通信量等)が、当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価}$$

$$\text{接続料} = \frac{\text{接続料原価 (接続料規則第8条第1項)}}{\text{通信量等 (需要) (接続料規則第14条第2項)}} = \frac{\text{第一種指定設備管理運営費 (設備コスト)} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用 (適正報酬額)} + \text{利益対応税} + \text{調整額}}{\text{法定機能ごとの通信量等の直近の実績値(※) (将来原価方式の場合: 将来の合理的な通信量等の予測値)}}$$

※ 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。(接続料規則第14条第3項)

- 報酬（適正な利潤）は、第一種指定電気通信設備の機能の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

適正報酬額

$$\begin{aligned} & \text{他人資本費用 (第11条)} \\ & + \\ & \text{自己資本費用 (第12条)} \\ & + \\ & \text{利益対応税 (第13条)} \end{aligned} = \text{レートベース} \times \left[\begin{array}{l} \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利子率} \\ \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ \left(\begin{array}{l} \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{有利子負債以外の負債の利子相当率} \end{array} \right) \end{array} \right] \times \text{利益対応税率}$$

（設備毎の正味固定資産価額から算定） （全社の資本構成比率から算定）

期待自己資本利益率（「CAPM的手法」により算定）

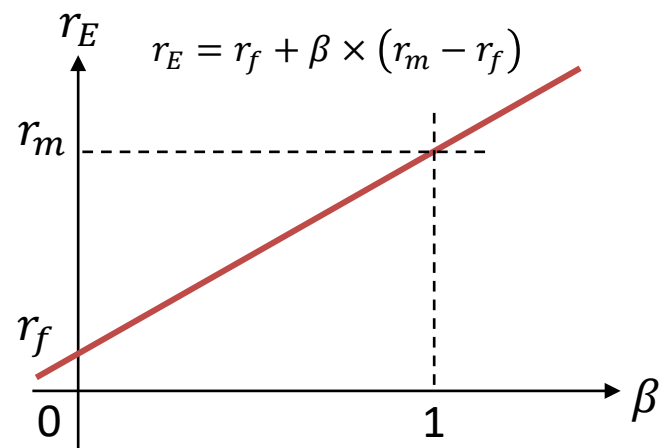
$$= (1 - \beta) \times \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}$$

（期待自己資本利益率の過去3年間の平均値又は主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値）
 （国債10年ものの利回り ※マイナスの場合は0）

※β値については、「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書」に基づき、NTT持株のβ値の令和2年度末～令和4年度末の中央値である0.566を採用
 （法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率から算定）

■ CAPM的手法

- 資本試算評価モデル（CAPM: Capital Asset Pricing Model）は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。
- 接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方にに基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。
- CAPMの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「β」が分かれば、その株式の期待利益率（右図の r_E ）は、市場自己資本利益率（右図の r_m ）とリスクフリーレート（右図の r_f ）をパラメータとした、βの一次関数により推定できる。（市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。）
- βは、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、βは高くなる。



※ 第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、（第一次）接続料の算定に関する研究会報告書での議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」（平成9年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。）の改正により、自己資本利益率の算定にCAPM的手法が導入された。

- **加入光ファイバ接続料は、前期算定期間（令和5年度～令和7年度）においてリスクフリーレート（10年ものの国債利回り）の上昇等に伴う報酬の増加や設備コストの上昇等により、認可済接続料と実績値との乖離が毎年発生。**
- **今期算定期間において、接続料算定の更なる適正化を図るとともに、乖離額調整による接続事業者への影響を可能な限り低減する措置を検討すること等を目的として、接続事業者からの提案やNTT東日本・西日本の考え方を聴取の上、下記のとおり令和8年度以降の加入光ファイバ接続料の算定方法について対処方針を検討・整理。**

論点の主なポイント

対処方針の主なポイント

論点1 算定方式・期間

- 乖離額調整の影響緩和やメタル縮退計画を踏まえた中長期の影響の把握のため、3～5年間の将来原価方式を採用すべきとの意見についてどう考えるか
- 将来原価方式を採用する場合、人件費・物件費の予測の際にはNTT東日本・西日本の実態を反映した予測を行うべきとの意見についてどう考えるか。

- 予見性の確保に加え、乖離額調整の影響等を緩和して接続料水準を安定的なものとするため、**5年を算定期間とした将来原価方式により算定を行うことが適当。**
- 接続料原価の大宗が企業間の取引である性質に鑑みて**設備管理運営費の費用予測に企業物価指数の変動を反映するとともに、リスクフリーレートの予測に直近データを加味することで、接続料の算定に用いる各種数値の客観性や事業者の予見可能性を確保し、将来原価方式を採用した場合の予測と実績の乖離を縮小する算定を行うことが適当。**

論点2 適正な報酬の算定

- 検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、現在モバイル接続料算定において採用している圧縮前の貸借対照表の自己資本比率を用いるべきとの意見についてどう考えるか。
- NTT東日本・西日本の期待自己資本利益率（資本調達コスト）はNTT持株の期待自己資本利益率を上回らないという前提の下、NTT持株の株式の特殊性に鑑み、NTT持株の期待自己資本利益率を以下の方法で算定して加重平均した上で、その値をNTT東日本・西日本の期待自己資本利益率の上限とすべきとの意見についてどう考えるか。
 - ・1/3の政府保有分は配当利回りの実績ベース（あるいはリスクフリーレート）で算定
 - ・残りの2/3はCAPM方式で算定
- 期待自己資本利益率については、長期安定的なものとなるよう、主要企業の自己資本利益率と同じ5年間の平均値とすべきとの意見についてどう考えるか。

- 報酬額の算定に当たっては原則として接続機能の提供のために投下される資産に限定すべき等の理由から、**投資等に回されない流動資産等はレートベースに圧縮し、またその方法として貸借対照表総資産額との差額は原則として「有利子負債以外の負債」から圧縮する現行の算定方式を維持することが適当。**
- 現行のCAPM的手法による期待自己資本利益率（資本調達コスト）の算定について、NTT東日本・西日本における電気通信設備の保全や再投資のための自己資本確保等の観点から、**今回接続事業者から提案があった見直し方法を採用することは適当とは言えない。**
- また、NTT持株傘下の企業の業績とNTT東日本・西日本の業績との比較・検証も必要と考えられることから、**NTT持株の期待自己資本利益率がNTT東日本・西日本の期待自己資本利益率を上回ることを前提とする算定方法は必ずしも合理的とは言えないが、提案の前提となったCAPM的手法の採用の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当。**
- 期待自己資本利益率の算定期間の見直しについて、今回の検討では十分な議論がなされた状況ではなく、**直ちに算定期間を見直す必要はないと考えられるものの、今後、算定期間を見直すべき明確な理由や見直しに関する考え方が示された際に、改めて必要な検討を行うことが適当。**

論点の主なポイント

対処方針の主なポイント

論点2 (続き) 適正な報酬の 算定

○ β 値について、直近の実態を反映する観点から、モバイル接続料と同様に、毎年度、直近3年間の値の中央値を採用すべきとの意見についてどう考えるか。

● 接続料の算定に用いる β 値について、その変動は接続料水準に与える影響が大きく、見直しにあたってはその影響に十分な留意が必要であるほか、現行の β 値は令和5年度に見直しを行ったばかりであり、頻繁に見直しを行うことで接続料の安定性を損なうべきではないと考えられることから、**前回(令和5年度)の再算定結果($\beta=0.566$)を維持することが適当。**一方で、**今後、前回の再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われたと考えられる場合は、直近の値を基に β 値を見直すことを含め、改めて検討することが適当。**

論点3 乖離額調整の 在り方

○ 乖離額調整を行う場合は、その影響を極小化するため、上限と下限のキャップ等を設けるべき(NTT東日本・西日本のコスト削減のインセンティブとなる仕組みを設けるべき)との意見についてどう考えるか。

● 乖離額調整の幅に上限・下限のキャップを設ける考え方は、**予見性の向上やNTT東日本・西日本のコスト効率化のインセンティブ付与などの一定のメリットはあると考えられる一方、実際に発生したコストの適切な回収ができなくなる懸念が残るほか、企業の当然の努力としてコスト効率化には取り組んでいくべきであることなどを踏まえると、乖離額調整を行う場合の上限・下限のキャップの設定は不要。**

論点4 設備の耐用年数 に係る検討

○ 光ファイバや電柱等の各設備において、設備の利用実態を検証の上、検証結果を公表するとともに、設備の耐用年数との間で乖離が発生しているものがあれば、接続料へ反映すべきとの意見についてどう考えるか。

● 電柱の耐用年数について、総務省要請に基づいたNTT東日本・西日本の検証結果を踏まえ、**耐用年数を28年から35年に見直すことが適当。**

● 光ファイバケーブルの耐用年数に係る検証結果について、NTT東日本・西日本は、**加入光ファイバ接続料の認可申請時に総務省に報告するとともに可能な限り情報を公開することが適当。**

論点5 予測値等の 情報開示

○ 金融政策の変動や物価上昇等の環境変化を踏まえ、接続料の予測値について数年分の値を毎年度開示すべきの意見についてどう考えるか。また、算定期間をまたぐ場合は今次算定期間と同様の算定方法で予測値を開示すべきとの意見についてどう考えるか。

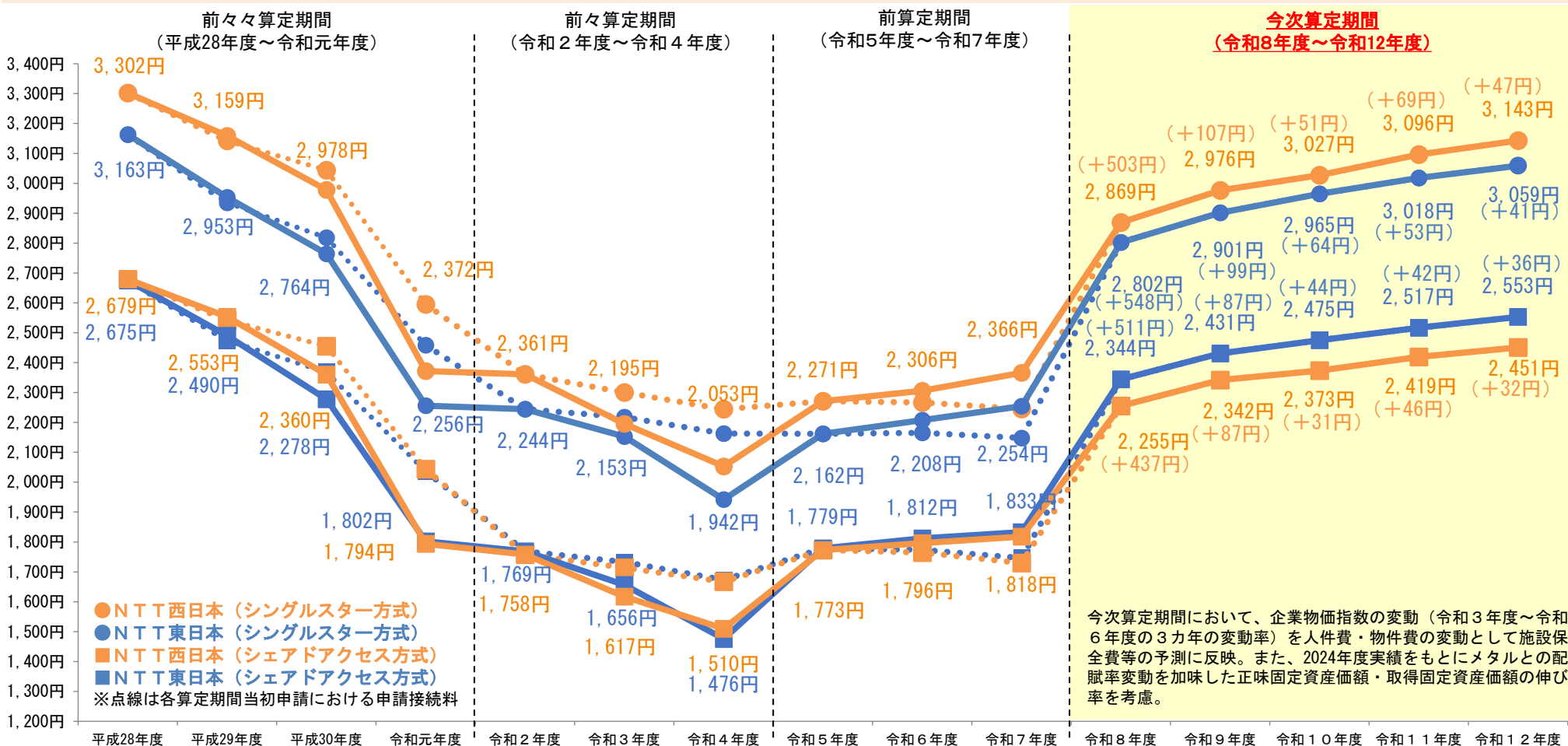
● 将来原価方式の算定期間を5年間とする場合、**中間年度である3年目での接続料水準の見通し(概算額)の開示に加え、4年目においても、当該算定期間以降も含む接続料水準の見通しを開示することが適当。**

○ 情報開示の在り方について、自主的な開示ではなく接続約款に情報開示義務として規定すべきとの意見についてどう考えるか。

● 情報開示の在り方については、**現時点において接続約款への規定を求めるとはせず、NTT東日本・西日本による自主的な開示の取組を継続して注視することとし、課題等が明らかになった際に改めて接続約款への規定について検討を行うことが適当。**

加入光ファイバの接続料の推移

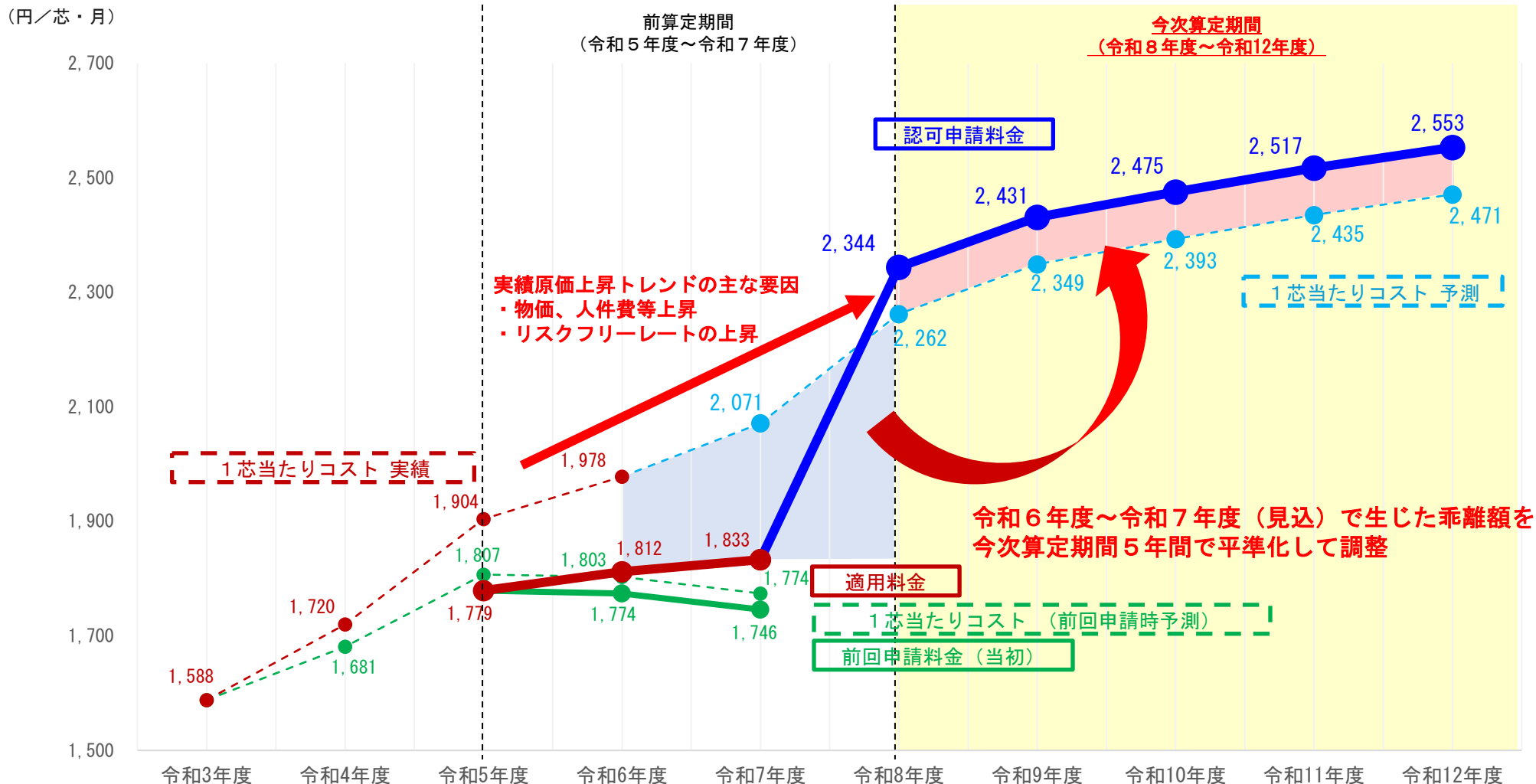
- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する必要があることから、**令和8年度から令和12年度までの5年間について、年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式**（第1号将来原価方式）**により算定**。
- 今回の改定案における接続料は、**メタル縮退に伴う電柱・土木設備のメタル・光の費用配賦率の変動に加え、更なる予見可能性確保の観点から、直近の物価上昇の傾向を反映させる企業物価指数の変動**（令和3年度～令和6年度の3カ年の変動率）や直近の**リスクフリーレートの上昇傾向を算定に加味することにより、令和8年度以降上昇**する。（現行接続料は、算定期間内における物価やリスクフリーレートの上昇等が十分に反映されていないため、今次算定期間において乖離額調整を行うことも上昇の要因となっている）
- なお、今次申請においては、**電柱の耐用年数の見直し**等が行われた。



令和8年度以降の加入光ファイバ接続料の算定について

- 令和8年度以降の加入光ファイバ接続料については、以下の点を踏まえて算定。
 - ① 令和6年度及び7年度において、物価や人件費、金利の上昇等を要因として1芯当たりコストが上昇することで、**認可済みの適用料金がコストより低い水準となっている**ことから、**各年度において収入とコストの乖離額（※）が発生**。 ※令和7年度については見込み値。
 - ② **当該乖離額を今次算定期間の各年度において平準化した上で回収**するため、企業物価指数の変動やリスクフリーレートの上昇傾向を加味した**1芯あたりコストの予測値に、乖離額分を加算**した上で申請料金を算定。

加入光ファイバ接続料の推移【東日本】（シェアアクセス方式の主端末回線）



(参考)接続料原価の算定方法等の見直し

- 直近の金利上昇や物価上昇等を要因として、**将来原価方式により算定する接続料における乖離額が拡大していることから**、「接続料の算定等に関するワーキンググループ」における議論を踏まえ、下記の通り、**接続料原価の算定方法等の見直し**を実施。
- 自己資本利益率の予測に用いる**リスクフリーレート（10年物国債平均利回り）**は、**上昇傾向となっていることを踏まえ**、算定作業時点における**直近データ（令和7年9月）**で算定。
- **施設保全費等の算定にあたっては**、直近の人件費・物件費の高騰影響を加味するため、**企業物価指数の変動（対前年+5.07%）**を反映。
- **将来原価方式の算定期間を5年間とする場合は**、接続事業者の予見可能性の確保の観点から、NTT東日本・西日本において、**中間年度である3年目での接続料水準の見通し（概算額）**の開示に加え、**4年目においても当該算定期間以降も含む接続料水準の見通し**を開示。

■今次算定期間における報酬算定に用いられる自己資本利益率の予測値

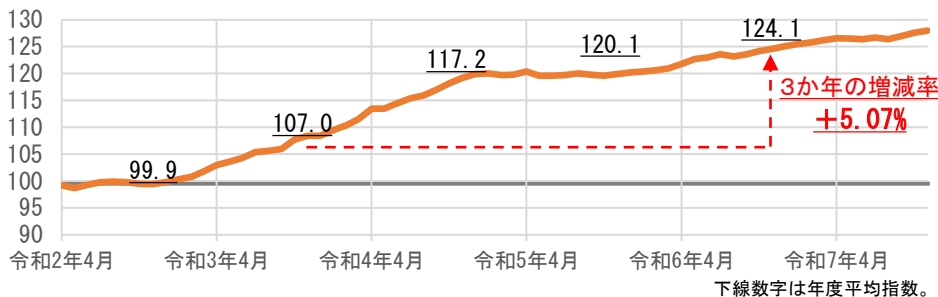
期待自己資本利益率の過去3年間の平均値又は**主要企業の過去5年間の自己資本利益率の平均値のいずれか低い方を**上限とした合理的な値を**自己資本利益率**として採用。

	実績			予測					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
リスクフリーレート (①) 予測は、令和7年9月単月の10年物国債平均利回り	0.30	0.62	1.03	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61
リスクプレミアム (②) 予測はイボットソン社発行の令和6年度リスクプレミアム値 (※)	8.70	9.10	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00
期待自己資本利益率 (①+②×β) (β=0.566)	5.22	5.77	6.12	6.70	6.70	6.70	6.70	6.70	6.70
過去3年間の平均値	4.39	5.35	5.70	6.20	6.51	6.70	6.70	6.70	6.70
主要企業の自己資本利益率 (①+②) リスクフリーレート+リスクプレミアムの合算	9.00	9.72	10.03	10.61	10.61	10.61	10.61	10.61	10.61
過去5年間の平均値	7.87	7.96	8.54	9.65	9.99	10.32	10.49	10.61	10.61

いずれか低い方を採用

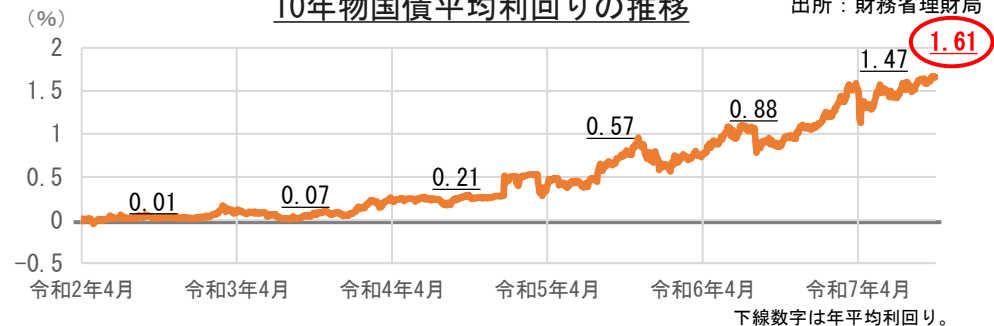
企業物価指数の推移

出所：日本銀行調査統計局



10年物国債平均利回りの推移

出所：財務省理財局



(2)卸電気通信役務の適正性 (光サービス卸の検証)

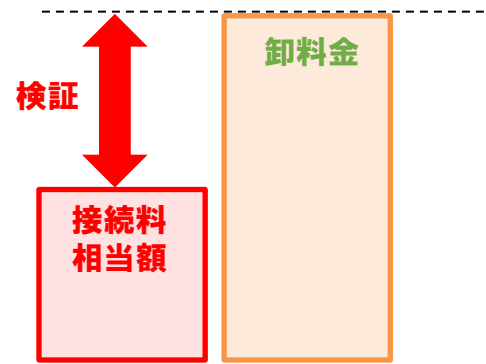
- 「接続料の算定等に関する研究会」での議論を踏まえて総務省が策定した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月25日)に基づく、接続との代替性の検証において、光サービス卸は、接続との「代替性が不十分」と評価された。
- このため、総務省からNTT東日本・西日本への通知(令和2年10月27日)に基づき、令和3年以降、毎年11月末までに、NTT東日本・西日本が①その他の検証及び②時系列比較による検証を実施し、その結果を総務省に対して報告することとされている。

① その他の検証

- 接続料相当額※と、卸役務提供料金の差分において回収しようとしている費用項目について、指定事業者において、差分の妥当性を自ら検証して総務省に検証結果を報告する。

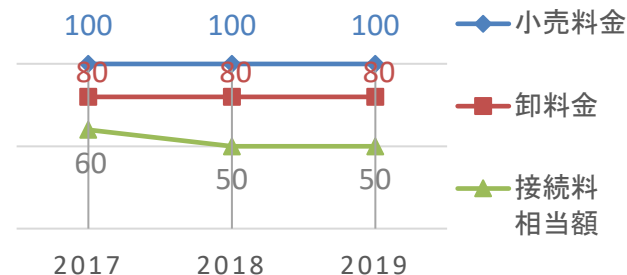
※ 接続料相当額には、役務提供の際に必要な営業費は含まれない。

- 総務省において、検証結果を整理の上、差分において回収しようとしている費用項目を含め、概要を公表する。



② 時系列検証

- 接続料相当額、卸役務提供料金の額、小売料金の額について、直近3年間の額を時系列で比較し、それぞれの額の変動要因、コスト変動が適切に現在の卸料金に反映されているか等の検証結果とともに、指定事業者が総務省に報告する。
- 総務省は、報告内容の概要を公表する。



①その他の検証：NTT東日本・西日本による自己評価の概要

- 「卸料金」と「接続料相当額」の差分において回収しようとしている費用項目について、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具体的な費用項目を示した上で、**①と②の合計の概算額と、卸料金と接続料相当額の差分を比較し、NTT東日本、西日本はそれぞれ妥当と自己評価。**
- 上記①②のコストに加え、「1. 新たなサービス開発や設備増強に係る投資への対応」「2. サービス全般の仕組み見直しや運用改善への対応」「3. 今後の事業者要望や設備老朽化等への対応」「4. 今後における需要やコストの見通し」「5. 光サービス卸のビジネスモデル」の観点も考慮。

NTT東 b) 卸料金 (円)

NTT西 b) 卸料金 (円)

- また、これまでの検証における指摘を踏まえて**営業コストにも関連するNTT東西の従業員給与水準に係るデータの開示**や、卸料金の更なる透明性向上を目的に、**全コラボ事業者を対象とした「情報開示要望に関するアンケート」**等を実施し、**丁寧な説明に努めた。**

②時系列検証：NTT東日本・西日本による自己評価の概要

- 「接続料相当額」、「卸料金の額」、「小売料金の額」について、直近3年間の額を時系列で比較し、**令和4年度～令和6年度におけるコストの変動と卸料金の関係はNTT東日本、NTT西日本はそれぞれ妥当と自己評価。**

NTT東

		R4	R5	R6	増減額	増減率
戸建	1ユーザあたり接続料相当額					+12%
	卸料金					▲5%
集合	1ユーザあたり接続料相当額					+11%
	卸料金					+0%

NTT西

		R4	R5	R6	増減額	増減率
戸建	1ユーザあたり接続料相当額					+10%
	卸料金					▲2%
集合	1ユーザあたり接続料相当額					+9%
	卸料金					+0%

(「戸建」は戸建住宅向けメニュー(フレッツ光ネクスト ファミリータイプの卸)、「集合」は集合住宅向けメニュー(フレッツ光ネクスト マンションタイプの卸の各方式・プランの加重平均)
 ※R4～R6の3年間における卸料金の改定状況を示すため、R4は期首の卸料金、R5は期末の卸料金、R6は期末の卸料金を記載

■ 接続料相当額・卸料金・小売料金の時系列比較 (戸建てと集合住宅を加重平均したもの)

【NTT東 全体平均 (※)】

【NTT西 全体平均 (※)】



平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

● 小売料金 (NTT東)
 ● 卸料金 (NTT東)
 ● 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT東)

● 小売料金 (NTT東)
 ● 卸料金 (NTT東)
 ● 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT東)

※ 「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプの各方式・プランの加重平均」、「フレッツ 光ライト ファミリータイプ」及び「フレッツ 光クロス ファミリータイプ」の加重平均。なお、フレッツ 光クロス マンションタイプについては、卸提供を開始した令和4年度より追加。
 (注1) 小売料金の平成29年度～令和6年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和7年度については参考として令和6年度と同額を記載。
 (注2) 卸料金の平成29年度～令和6年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和7年度については参考として令和5年度の金額を記載。
 (注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値に、接続料を設定していない設備のコストを加算した値を記載。令和7年度については参考として適用接続料を予測収容数で除した値を反映。

■ 経済・社会情勢の変化による人件費や原材料費、燃料費の高騰 (2020年度を100とした場合の指数)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
従業員の給与水準(※1)						
企業物価指数(※2)	100	108	114	120	122	127
電気料(※3)	100	115	176	150	156	157

※1 NTT東西における賃金改定状況(2020年度を100とした場合の指数で表記)
 ※2 日本銀行が公表する2020年度基準の企業物価指数(2020年度を100とした場合の指数で表記、2021年度以降は4月時点)
 ※3 NTT東西における電気料の推移(2020年度を100とした場合の指数で表記、2025年度は見込み)

- 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月策定。以下「卸検証ガイドライン」という。)に基づくNTT東日本・西日本の光サービス卸の検証結果については、第4回会合(令和8年1月27日)においてNTT東日本・西日本による自己検証の結果の報告及びこれを踏まえた卸先事業者等へのヒアリングを行い、第5回会合(令和8年2月13日)においてNTT東日本・西日本へのヒアリングを行った。
- 併せて、特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況についてもヒアリングを行った。

ヒアリング事項

卸料金検証について

- (1) 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく今回のNTT東日本・西日本による自己検証の結果について、どのように考えるか。(接続料の算定等に関する研究会における議論において説明が不十分と指摘された事項に係る説明の状況をはじめ、同研究会第九次報告書を踏まえた検証が行われているか等)
- (2) 特に、卸料金の原価の内訳における人件費の上昇傾向について、NTT東日本・西日本から自社のデータ等の開示もあったところだが、卸料金と接続料相当額の差分の適正性の検証の観点から十分といえるか。
- (3) 卸先事業者に対して実施した情報開示に係るアンケートについて、NTT東日本・西日本からの説明を通じた卸料金の更なる透明性の向上に資するものといえるか。

特定卸役務に関する規律について

- (4) 同研究会第九次報告書取りまとめ以降、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化及び卸元事業者・卸先事業者間の協議(団体協議を含む)の進展状況はどうか。
- (5) 同研究会第九次報告書とりまとめ以降の事業者間協議等の進展状況を踏まえ、追加的な措置の検討が必要と考える場合は、具体的にどのような措置が考えられるか。
- (6) NTT東日本・西日本から追加的に開示された情報等は、適正な交渉を促進するための透明性の確保に寄与しているか。透明性の確保に寄与していない場合、どのような情報の開示が必要と考えるか。

(参考) 接続料の算定等に関する研究会の第九次報告書

(卸料金検証)

- ・ 卸料金原価の内訳である人件費や物件費の上昇傾向については、NTT東日本・西日本のデータではないため、構成員や事業者団体等から、卸料金と接続料相当額の差分の透明性に係る検証には不十分であるとの指摘がなされた。この点について、NTT東日本・西日本から、自社のデータ等の開示も含めた開示データの充実について、次年度の協議に向けて検討していく考えが示された。(中略) NTT東日本・西日本は、卸先事業者にとって卸料金の透明性を高めることができるよう、今回の検証における指摘を十分に踏まえた情報開示をさらに進め、本研究会等においてその内容を継続的に注視することが重要である。
- ・ 卸料金と接続料相当額の差分については、(中略)事業者団体等から差分の適正性に関する説明が不十分との指摘もなされていることから、本研究会等において、引き続きNTT東日本・西日本からの説明を注視し、今後の検討に結びつけていくことが適当である。
- ・ NTT東日本・西日本においては、異なる事業体であるNTT東日本とNTT西日本が、どのような理由や背景等に基づいて東西同一料金を設定しているのか等について、アンケートの結果も踏まえつつ、より一層丁寧な説明を行うことが適当である。

(特定卸役務の協議の適正化等)

- ・ 今後の事業者間協議においては、卸元事業者・卸先事業者において情報の非対称性等が問題となっており、両者間で丁寧なやりとりを求める意見が複数あったことにも留意する必要がある。
- ・ 令和5年6月に関係法令が施行された特定卸電気通信役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることから、その効果を注視するため、本研究会等においては、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化や、事業者間協議の状況について、継続的に把握する必要がある。
- ・ 本研究会の報告書とりまとめ以降一定期間を経過してもなお、卸先事業者と卸元事業者の真摯な協議が十分に進展した等と認められない場合、事業者間協議の進展を促す観点から、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項を開示対象とすることも含め、本研究会等において追加的な措置を検討することが適当である。
- ・ NTT東日本・西日本は(中略)営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適当である。その上で、開示すべき情報の範囲については、本研究会等で継続的に検討を行うことが適当である。

主な意見・コメント

論点整理

卸先事業者等

- ・ **情報開示が不十分なままでは卸検証は困難**。透明性が確保されないまま接続料が上昇し、接続料相当額に応じた**卸料金の低廉化という目的が達成されない状況**。(JAIPA)
- ・ 事業者間協議には引き続き取り組むが、**市場競争整備の観点から卸ルール整備が重要**。WGでの適切な検証を要望。(JAIPA)
- ・ 接続料は厳格に算定されるが**卸料金は裁量的で、公正競争を阻害する懸念**。卸料金の原価が接続料の下げ幅を下回り、**差額拡大がNTT東西の超過利潤になっている可能性**。(JAIPA)
- ・ システム改修は運用効率化にも寄与と見做す。投資による**コスト削減などプラス面も開示すべき**。(JAIPA)
- ・ 光サービス卸は、NTT東西のボトルネック設備を利用し、接続との代替性も不十分なため、**卸料金の透明性と適正性の確保が必要**。(ソフトバンク)

- ・ **自社の「FTTHサービス全体に係る人件費総額の増減率」を新たに開示したことや、全ての卸先事業者を対象に卸料金の情報開示に係るアンケート調査を実施して情報開示に努めたこと等、卸料金の透明性向上について一定の寄与があったと思われ、一定の評価をすべき**。

- ・ NTT東西による情報開示・説明について更なる改善を求める指摘もあったことから、同社は、卸先事業者等にとって卸料金の透明性向上に資するよう、**今回の検証における構成員や卸先事業者等からの指摘を踏まえた情報開示を進め、本WGが継続的に注視することが重要**。

総論

NTT東西

- ・ **卸は相対契約が基本**。光コラボ事業者と当社の利害は相反しておらず、過剰規制は不要。**モバイルを含む競争激化で光サービスのシェアは低下しており、これ以上の規制強化は不要**。
- ・ 情報開示以外にも、再卸マッチング等、様々な取組を実施。
- ・ 2020年度から2024年度の会社全体に比べ、**FTTHサービスの人件費総額の上昇は抑制されており、運用コスト効率化が実現**。

- ・ **卸先事業者等から卸料金水準の設定に係る考え方の詳細な説明を求める意見や、構成員から原価が上昇する中で卸料金水準がサステナブルなものかどうか疑問視する指摘があったことから、WGで卸料金の水準について注視し、前回検証時からの状況変化も踏まえ、必要に応じて検証ステップの見直しも含めて検証の方法を検討することが適当**。

構成員

- ・ 一方的な情報開示で終わらず、人件費につきNTT東西とMNO等の数値と比較する等、**相互に情報を出し合った議論が望ましい**。(橋本構成員、高橋構成員も同旨)
- ・ 人件費の推移等、NTT東西側の情報開示の幅が広がっていることは喜ばしい。(高橋構成員)
- ・ **システム投資等による運用コストの効率化について、他の視点からも効果を示すことを要望**。(高橋構成員)
- ・ 2020年度から2024年度で卸料金原価の要素は全て上昇しており、卸料金の値下げの継続は中長期的にサステナブルではなく、**将来的に値上げも検討が必要**。(関口構成員)
- ・ (競争環境上、)ワイヤレス固定BBと比較してFTTHサービスの優位性は保たれている。(関口構成員)

- ・ コストの違いを踏まえれば、接続料と同様、卸料金についても東西で別料金となることが自然と考えられるが、NTT東西の説明、卸先事業者・構成員の意見を踏まえると、**東西同一料金を維持することについて一定の合理性があるものと考えられる**。

東西同一料金

卸先事業者等

- ・ **東西同一料金にすることは構わないが、東西間でコスト構造の違いもある中で、料金設定の考え方をもう少し説明してほしい**。(ソフトバンク)

NTT東西

- ・ **光卸は、可能な限り全国均一スペックで提供しており、効用が同一であることや、均一料金の方が運用しやすいという卸先事業者の意見を踏まえ、東西で提供料金を同一に設定**。
- ・ **サービス開始時にNTTとして機能・料金を合わせたいとの思いがあったほか、事業者からも、東西同一料金が良いとの声が多かった**。
- ・ 光BBはユニバーサルサービスとして基盤として提供するサービスであることも踏まえ、極力同一料金が望ましい。

構成員

- ・ **東西で別料金にすると提供エリアの境界地域でビジネスがやりにくなる**。(橋本構成員)
- ・ **最終保障提供責務との関係についてよく注意して見ていかなければならない**。(相田主査)

意見・コメント

論点整理

事業者間協議の状況と追加的な措置

- 卸先事業者等
 - 事業者間協議でNTT東西から卸料金の説明や開通工事等の課題解決に向けた協議を実施。光コラボの利用者品質向上と事業運営の効率化に向け今後も真摯に協議を行う。(JAIPA)
 - NTT東西からアンケート項目の事前確認と結果報告を受けており、今後も適宜共有して課題検討に取り組みたい。(JAIPA)

- NTT東西
 - 昨年度の検証以降、卸検証に係る団体協議を計11回実施。
 - 全コラボ事業者に対し情報開示に係るアンケート調査を実施。その結果を踏まえ、開示可能な情報は開示し、困難なものは理由を丁寧に説明。

- 直近1年間で11回事業者団体との協議を実施し、卸先事業者を対象としたアンケート調査の結果に基づき協議円滑化に努めている旨の説明があり、事業者団体からも理解を得られている。
- 現時点で追加的な更なる制度的対応は不要だが、制度整備の効果を注視すべく、WGで、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化や、事業者間協議の状況に係る定点把握を継続することが適当。

【中長期のデータの開示】
情報開示の在り方

- 卸先事業者等
 - 直近3年間の指数開示だけでは中長期の傾向を基にした卸料金の適正性が検証できない。法令改正前の時期を含む卸料金の考え方やコスト構造の検証が重要。(ソフトバンク)
 - 新規開示された各種情報及び卸料金に占めるコスト指数について、サービス開始当初からの経年推移の開示を希望。(ソフトバンク)
 - 中長期投資回収モデルが前提なら、光卸サービス開始時からの接続料低減の恩恵が卸先に還元されたか検証は不可欠。法改正以前の開示を拒む合理的理由は統計的検証の観点からは存在しない。(JAIPA)

- NTT東西
 - 接続料相当額の情報開示は、2022年度を100とした2023年度以降の指数を開示する整理が法令改正の際にされている。自主的に開示している接続料相当額以外の情報も同様。
 - 「モデル収容数におけるアクセス回線接続料の推移」により、卸料金と接続料相当額の一定程度の連動性が確認可能。

- 卸先事業者等からは令和5年以前のコスト構造の開示を求める意見が寄せられた。一方、NTT東西からは、情報開示は法令改正以降とすべきであるほか、開示可能な情報は追加的に開示しており、卸料金と接続料相当額との中長期的な連動性は確認可能との説明があった。
- 構成員からは、法令不遡及の原則に則り、法改正以前の情報開示はNTT東西の自主的な判断によるものとの指摘があった。
- こうした議論を踏まえ、NTT東西は、開示可能な代替的な情報を用いた説明を行う等して、卸先事業者等の疑問に答えられるよう事業者間協議に取り組むことが適当。

- 構成員
 - 情報開示義務を定めた法令改正が2023年であることから、法改正以前の情報開示は法の不遡及の原則によりNTT東西の判断に委ねられると考える。(関口構成員)

【営業コスト等の構成比の開示】
情報開示の在り方

- 卸先事業者等
 - 接続料相当額や営業コストの主な費目の構成比の提示を希望。構成比なら販売戦略を秘匿しつつ過度なマージンの有無を検証でき、システム改修・サポート等へのリソース配分の妥当性や営業支援費用の妥当性、公正性・平等性の検討が可能。(JAIPA)
 - 営業コストは、営業支援費用が大宗を占めているのではないかと卸先事業者への営業支援費用の公正性・平等性、特に新規販売に対して均等に割り当てられているかが課題意識。(JAIPA)

- NTT東西
 - 接続料相当額(設備コスト)は接続料算定根拠で確認可能。営業コストは重要な経営情報で、一方的に開示を強いられた場合は健全競争を歪めるため開示はご容赦願いたい。
 - 構成比なら販売戦略を秘匿可能との意見について、すでに営業コストと設備コストの構成比を開示していることから営業支援リソース等の規模感が類推可能で、機密性は実数と同様であり開示不可。

- 卸先事業者等から営業コストに係る情報(営業支援費用の構成比等)の提示を求める意見があった。一方、NTT東西及び構成員からこれらの情報を開示することに対する競争上の懸念等が示された。その上で、販売促進費の支出の平等性に係る卸先事業者等からの疑問に対して、NTT東西から、事業者による差異なく、回線単位毎に平等に支出している旨の書面回答があった。
- NTT東西は卸検証結果の報告の際に、営業費相当額に係る情報も引き続き総務省に提供し、その結果を基にWG等で議論を行うことが適当。
- また、開示すべき情報の範囲についても、今回の議論を踏まえ、継続的に検討を行うことが適当。

- 構成員
 - 営業支援費用の分配の公平性は、顧客先情報や奨励金単価を示さねば判然としないが、これらは経営情報であり開示は難しい。また構成比を見ても顧客ごとの単価や平等性はわからないと思う。(関口構成員)
 - 相互理解を深めるため、構成比ではなく、質的観点で別の聞き方を模索すべき。(高橋構成員)

(3)モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証

■ 接続料の算定等に関する研究会におけるこれまでの議論

- モバイル接続料の接続料原価の抽出・配賦プロセスのうち、音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関しては、接続料の算定等に関する研究会 第7次報告書（令和5年9月）において、**音声/データ伝送役務で共用する設備の費用配賦に用いる固定資産価額比について、基本的にはトラヒック比により算出**すること、費用配賦の見直し後の接続料の適用スケジュールの検討の際に、必要があると認められる場合には激変緩和措置等を検討することとされた。
- 令和5年11月～令和6年2月にモバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて、費用配賦見直しの方向性と適用時期、激変緩和措置等について検討。同研究会第8次報告書（令和6年9月）において、音声伝送役務及びデータ伝送役務に直課する固定資産、**トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産等について整理**するとともに、**費用配賦見直しは2023年度接続会計から適用**すること、**激変緩和措置**として、2023～2025年度のデータ接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持すること等を整理した。
- 令和6年11月～12月にモバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて、費用配賦見直し後の令和5年度接続会計における**費用配賦見直し結果について検証**。空中線設備については、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、2024年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について**引き続き検討**することが適当としつつ、**更なる見直しとして、周波数移行費用及びブランド使用权等の無形固定資産や試験研究費の配賦等について整理**。
- 令和7年5月～6月、同研究会におけるモバイル接続料の検証に当たり、**空中線設備の追加検証項目について検討**。同研究会第9次報告書（令和7年9月）においては、当該追加検証結果及びIoT回線の増加による回線数比への影響等を踏まえて、今後の配賦方法について検討することが適当、としている。



■ 今般の検討

- 令和7年6月、更なる見直し後の令和6年度接続会計がMNOから提出・公表されたこと、また、令和7年9月、空中線設備追加検証項目についての回答がMNO各社から提出されたことを受けて、今般、接続料の算定等に関するワーキンググループにおいて、**更なる見直し後の令和6年度接続会計を確認**するとともに、**空中線設備の追加検証**を実施。

■ 費用配賦の更なる見直しの確認

- 費用配賦の更なる見直しとして、固定資産価額比の算出における周波数移行費用及びブランド使用权等の無形固定資産の配賦や、営業費用のうち試験研究費の配賦等について整理されていたところ、以下のとおり、令和6年度（2024年度）接続会計において、これらの見直しが反映されていることが確認された。
 - ・ **固定資産価額比の算出**について、費用配賦見直し後も、2023年度接続会計において、特に空中線設備及び無形固定資産の音声・データ比率に格差があったところ、**更なる見直しの結果、2024年度接続会計においては、3社間の格差は縮小方向に変動。**
 - ・ 具体的には、空中線設備について、フィーダーについてはトラヒック比、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については回線数比で配賦をするよう、見直しを進めたこと、また、無形固定資産について、周波数移行費用及びブランド使用权について固定資産価額比で配賦をするよう見直した結果、3社間の格差は縮小方向に変動したものと考えられる。
 - ・ なお、無形固定資産の音声・データ比率については、更なる見直し後も、KDDIのみ音声比率が高いが、これは、KDDIはもともと無形固定資産価額が小さく、無形固定資産に占める顧客系・料金系システム（回線数比で配賦）の割合が相対的に大きいことが原因と考えられ、格差があることに一定の合理性があると考えられる。
 - ・ **営業費用の配賦**について、試験研究費の音声・データへの配賦について、2023年度接続会計においては、NTTドコモ及びKDDIにおいては収益額比、ソフトバンクにおいては固定資産取得価額比で配賦が行われていたところ、**更なる見直しの結果、2024年度接続会計においては、NTTドコモ及びKDDIにおいて、試験研究費のうち、特定のサービス又は資産への帰属が明確なものについては、固定資産取得価額比、特定の資産やサービスへの帰属が明確でないものについては、収益額比で配賦するよう見直し**が行われていることが確認された。

■ 空中線設備に係る追加検証

- 接続料算定等に関する研究会第9次報告書でとりまとめられた検証項目に従い、空中線設備の追加検証を実施。具体的には、MNO 3社の①タイプ別基地局数、②直近1年間（2024年度）のアンテナ投資額、③基地局創設時等の空中線設備の資産計上における工事費等の扱い、④空中線設備の資産計上における、資産除去債務の扱い、⑤ネットワーク資産額比の算出におけるリース資産の扱い、⑥回線数比の算出方法及びIoT回線の増加による回線数比への影響等を確認した。
- 検証の結果、各社の空中線設備に占める铁塔等とアンテナ等の構成比率の格差の原因は必ずしもはっきりとしなかったが、**ネットワーク資産額比の算出時のリース資産の扱い及び回線数の算出方法**について、MNO 3社間で違いがあることが確認された。（各社の回線数比の算出方法は、①モバイル固定電話を考慮するか、②データ通信が利用できない契約回線を「音声専用」とするか「音声＋データ」とするか、③データ通信とSMSが利用できる契約回線を「データ専用」とするか「音声＋データ」とするか、④期首、期末の回線数を平均するか、といった点で違いがあることが確認された。）
- ネットワーク資産額比の算出時のリース資産の扱いについては、**ネットワーク資産額比の算出にリース資産を含めるように見直すことが適当。回線数比の算出方法**については可能な限り統一することが望ましいため、まずは、2025年度以降の接続会計において、**報告規則ベース**（モバイル網固定電話は含めない、データ通信が利用できない携帯電話回線は「音声＋データ」とカウント、データ通信とSMSが利用できる携帯電話回線であっても「データ専用」に含める）、**期首・期末の回線数を平均し、稼働回線数で算出することで統一することが適当**。その上で、**空中線設備の配賦方法**については、回線数比からトラヒック比へ見直すことも含め、**ビル&キープ方式の原則化の議論も踏まえて、引き続き検討することが適当**。

(参考) 空中線設備に係る追加検証結果 (まとめ)

	検証内容	検証結果
1	タイプ別基地局数	
2	直近1年間（2024年度）のアンテナ投資額	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 検証の結果、2024年度のアンテナ投資額は、3社間で違いがある。各社とも、無線機と一体化したアンテナに一定程度投資しており、それらについては機械設備に計上している点は共通。 ➢ アンテナ単価を計算すると、無線機と一体化したアンテナ単価で []、それ以外のアンテナ単価で [] の差あり。この点、各社が、国内ベンダーで独自仕様による調達を行っているか、海外ベンダーで汎用のものを調達しているかの違いで単価が異なる可能性がある。
3	基地局創設時等の空中線設備の資産計上における工事費等の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 検証の結果、各社とも、工事費の一部を空中線設備に資産計上している点は共通。
4	空中線設備の資産計上における、資産除去債務の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 検証の結果、空中線設備について、原則として資産除去債務を認識していないことは各社共通。
5	ネットワーク資産額比の算出におけるリース資産の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現状では、ネットワーク資産額比の算出にリース資産であるネットワーク資産を含めるかどうかは事業者により異なっている。 ➢ 3社とも、ネットワーク資産額比の算出にリース資産を含めることに異論がないため、ネットワーク資産額比の算出にリース資産を含めるように見直すことが適当。
6	回線数比の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 検証の結果、各社の回線数比の算定方法は、①モバイル固定電話を考慮するか、②データ通信が利用できない契約回線を「音声専用」とするか「音声+データ」とするか、③データ通信とSMSが利用できる契約回線を「データ専用」とするか「音声+データ」とするか、④期首、期末の回線数を平均するか、といった点で違いがあることが確認された。 ➢ 回線数比の算出方法は可能な限り統一することが望ましいため、まずは、2025年度以降の接続会計において、報告規則ベース（モバイル網固定電話は含めない、データ通信が利用できない携帯電話回線は「音声+データ」とカウント、データ通信とSMSが利用できる携帯電話回線であっても「データ専用」に含める）、期首・期末の回線数を平均し、稼働回線数で算出することで統一することが適当。 ➢ その上で、空中線設備の配賦方法については、回線数比からトラヒック比へ見直すことも含め、ビル&キープ方式の原則化の議論も踏まえて、引き続き検討することが適当。
-	I o T回線の増加による回線数比への影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 契約数と回線数比の関係について、現時点では、通信モジュール契約数の増加による回線数比への影響は必ずしも確認されない。

(参考) 回線数比の算出のイメージ

■ 携帯電話契約数（報告規則様式第11）を基に算出



・ データ回線数：6,000回線 + 4,000回線 = 10,000回線

・ 音声回線数：6,000回線

→ 音声：データ = 37.5 % : 62.5%

■ 他の要素を加味した算出 (例)



・ データ回線数：6,000回線 - (データ不可回線：100回線) + 4,000回線 = 9,900回線

・ 音声回線数：6,000回線 + (データ+SMS：1,000回線) + (モバ固：100回線) = 7,100回線

→ 音声：データ = 41.8 % : 58.2%

④期首、期末の平均により「稼働」を計算しているか

**(4)MNOとMVNOの間のイコールフットイング
(モバイル・スタックテスト)**

- MNOとMVNOとの間のイコールフットイングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備を設置する事業者が設定する接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認することを目的として、令和4年度より、「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、検証を実施している。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（抜粋）

＜検証方法＞

（前略）検証対象サービス等（中略）ごとに、利用者料金による指定事業者の収入と、検証対象サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用（接続料相当額及びその他の設備費用をいう。（中略））を比較し、その差分が利用者料金で回収される（中略）営業費相当額（中略）を下回らないものであることを確認することで、競争事業者が検証対象サービス等と同等の価格で競合サービス等の提供を行うことが可能な接続料等の水準となっているかを検証する。（後略）

- 本WG第4回会合において、①MNOとMVNOとの料金の近接状況、②MVNOからの具体的な課題に基づく検証要望の有無、③検証の合理性の有無、及び前回検証対象サービス等については前回検証時からの状況変化の有無を確認し、以下のとおり今次検証対象サービス等を選定した。

事業者	ブランド等	データ容量	サービス等	備考
NTTドコモ	ドコモ	4GB	ドコモ mini	2025年6月5日より提供開始
KDDI	povo2.0	360GB /365日	データ追加360GB（365日間）	－
ソフトバンク	Y!mobile	30GB (+5GB)	シンプル3 Mプラン	2025年9月25日より提供開始

- 今般、MNO各社から、上記検証対象サービス等に関する検証結果の提出があったため、検証結果の妥当性について総務省において確認する。

検証を行う際に設備等費用の算定に用いる実績の対象期間、対象オプション等（赤字は本WG第4回会合資料から変更があった箇所）

NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の対象期間：2025年7月1日から12月31日 ・対象オプション：「1G追加オプション」は算入し、「大盛オプション」は控除
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の対象期間：2025年1月1日から12月31日まで ・対象オプション：対象期間中に360GB/365日トッピングを購入した利用者を対象者とし、利用者料金については対象者が対象期間中に購入した検証対象トッピング（検証対象トッピング購入後に追加購入したデータ及び音声トッピングを含む）の総収入を対象者数で除した金額、利用実績については対象者のデータ使用量及び音声利用実績に相当するものをそれぞれ対象者数で除したものとする。対象期間前に検証対象トッピングを購入した利用者が対象期間中に利用した実績を含む。
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の対象期間：提供開始日である2025年9月25日から12月31日まで ・対象オプション：従量オプションも含めY!mobileシンプル3 Mプランとして提供しているため、オプション非加入ユーザ・加入ユーザは分けずに検証を実施（昨年度Y!mobileシンプル2 Mプランの検証時も同様に実施）

➤ 今次検証の対象に選定されたサービス等について、各社で検証を実施したところ、全ての検証対象サービス等について利用者料金による収入と接続料等の費用の差分が営業費相当額を下回らないことが確認された。

事業者	対象サービス等	検証に用いた項目	検証結果
NTTドコモ	ドコモ mini (4GB)	(1) 設備等費用 ①データ接続料相当額 ②音声接続料相当額 ③その他の設備費用 (国際ローミングに係る費用、インターネット接続サービスに係る費用等) (2) 営業費相当額 (3) 利用者料金	○
KDDI	povo2.0 データ追加360GB (365日間)		○
ソフトバンク	Y!mobile シンプル3 Mプラン (30GB+ 5GB)		○

ドコモ mini

povo2.0

Y!mobile

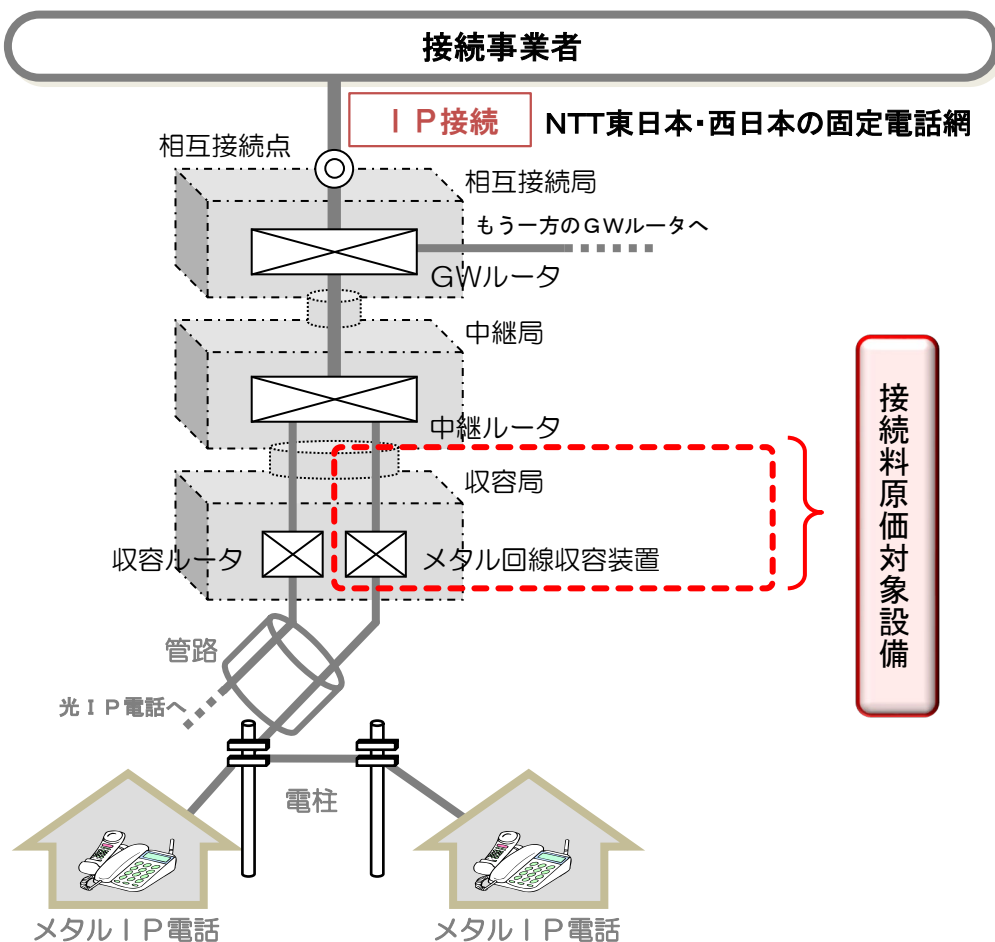
(利用者料金) 基本料金 音声通話料金 オプション料

(接続料等) データ接続料相当額 音声接続料相当額 その他の設備費用 営業費相当額

(5)長期増分費用モデルの入力値の見直し等

- 長期増分費用（LRIC：Long-Run Incremental Costs）方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために、平成12年の電気通信事業法改正により導入した方式。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する。

接続機能・接続料原価のイメージ



LRICモデルの策定及びその適用の決定

- LRICモデルの策定・見直し
接続料原価を算定するためのLRICモデルを策定・見直し。
 - 接続料算定の在り方の決定
LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。
- ※ 2～3年ごとに実施。令和7年1月1日以降は、第9次IP-LRICモデルを適用。



接続料の算定及び接続約款への反映

- 入力値の見直し
毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ（回線数、設備単価、耐用年数等）を最新の値に見直し。
 - 接続約款の変更
上記のLRICモデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本が接続約款変更の認可を申請。
- ※ 毎年度実施。

基本的考え方

(1) 使用データ

- ・ 令和7年9月～10月、事業者に入力値について提案を募集
- ・ 入力値募集で得られた最新のデータを反映することとし、一部、フォワードルッキング性を考慮

(2) 算定方法

長期増分費用モデル研究会で検討、策定された算定方法（第9次IP-LRICモデル）を使用

入力値の扱い

(1) 実績値

- ① NTT東日本・西日本の会計報告等に基づくもの
 - ・ 令和6年度会計報告等
- ② 各社提出データに基づくもの
 - ・ 入力値募集で得られた最新のデータを反映

(2) フォワードルッキング性を考慮するもの

- ① 施設保全費
 - ・ 実績値に効率化係数を加味した値を算定
- ② 公共的地下設備
 - ・ 入力値募集で得られた最新のデータを基に算定

(3) 経済的耐用年数

入力値募集で得られた最新のデータ（令和6年度ベース）を基に算定

スケジュール

令和7年11月

- ・ 接続料の算定等に関するワーキンググループ（第1回）
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案に対する意見募集

令和8年1月上旬

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令の公布・施行
- ・ 総務省からNTT東日本・西日本へ接続料算定に用いるLRICモデルを通知

同年1月中旬

- ・ NTT東日本・西日本からの接続約款の変更の認可申請（令和8年度の接続料の改定等）
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問
- ・ NTT東日本・西日本の接続約款の変更案等に対する意見募集

同年2月下旬

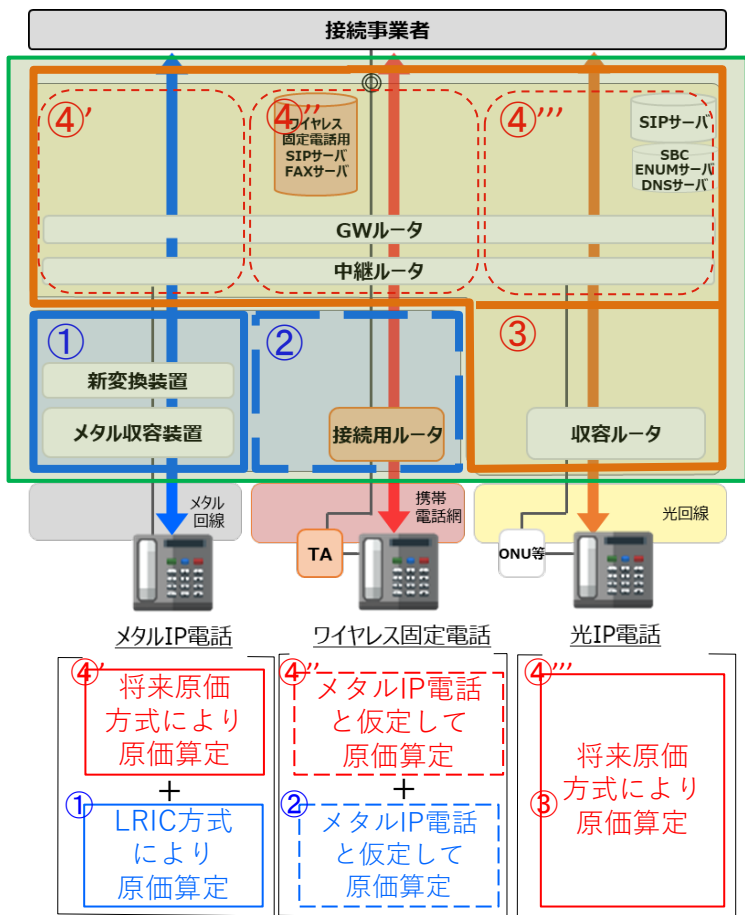
- ・ NTT東日本・西日本の接続約款の変更案等に対する再意見募集

同年3月下旬

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会からの答申
- ・ NTT東日本・西日本の接続約款の変更の認可

令和8年度の音声接続料について

- IP網へ移行後（令和7年1月以降）、組合せ適用接続機能に係る接続料を設定。メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及び光IP電話ごとの設備に係る費用を相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均することにより算定。
- 長期増分費用方式により算定しているメタルIP電話固有設備（①）については、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから、東西均一接続料となっている。
- **組合せ適用接続機能に係る接続料は、令和7年度の接続料（東日本：4.14円、西日本：3.88円（3分当たり））と比較して、東日本で19.4%、西日本で20.7%増加している。**



■音声接続料

	単金	3分当たり
組合せ適用接続機能	東日本:1.62376円/回 西日本:1.36147円/回	東日本:4.94円 西日本:4.69円
	東日本:0.0184238円/秒 西日本:0.0184705円/秒	

	単金	3分当たり
メタルIP電話及び ワイヤレス固定電話 (将来原価方式による算定部分を含む)	東日本:0.54240円/回 西日本:0.44909円/回	東日本:12.67円 西日本:12.58円 ①のみ 東日本:12.09円 西日本:12.09円
	東日本:0.0673481円/秒 西日本:0.0673783円/秒	

	単金	3分当たり
光IP電話 (令和7年3月の認可により、令和11年3月まで同額)	東日本:1.97404円/回 西日本:1.67132円/回	東日本:2.14円 西日本:1.76円
	東日本:0.0009319円/秒 西日本:0.0004984円/秒	

- ▶ 情通審 固定電話サービス移行円滑化委員会（第4回）における山内主査の令和8年4月までに実施予定のワイヤレス固定電話の地域限定見直しに係る発言を受けて、ワイヤレス固定電話の接続料原価算定について、現行の算定方法を維持できるか検討

情通審「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方 答申」（令和4年9月）

第2章 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等

第1節 検討の背景

全国の加入電話回線数1,360万回線（令和3年9月末時点）のうち、**ワイヤレス固定電話の提供が認められる主な場合である、「特例地域であって」かつ「加入者密度が18回線/km²未満となる」区域**における加入電話回線数は、約60万回線（令和3年9月末時点）である。

N T T東日本・西日本は、ワイヤレス固定電話について、老朽化・故障等によるメタルケーブルの再敷設や災害・事故・道路工事等によるメタルケーブルの提供ルートの変更等を契機として提供することを予定しており、提供回線数は、サービス提供開始数年後の時点で1万回線に満たない程度、**10年後の時点では10万回線前後になると見込んでいる。**

第2節 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担の在り方

2 接続料原価の算定方法

3) 方向性

ワイヤレス固定電話は、N T T東日本・西日本の自己設置設備による電話サービスの提供を基本としつつ、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等に、N T T東日本・西日本による役務提供の効率化を可能とするために制度化されたものである。このような制度趣旨を踏まえると、**ワイヤレス固定電話が導入された結果、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合と比べて、接続事業者の負担が増大することは適当ではない。**

したがって、**電話網のI P網への移行後（令和7年1月以降）は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当**である。

情通審「I P網への移行後の音声接続料の在り方 答申」（令和6年6月）

第2章 メタルI P電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法

第2節 意見及び考え方

3 考え方

ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定方法については、令和4年答申では、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較することとされている一方で、**同答申の試算では、ワイヤレス固定電話導入開始時から少なくとも10年間は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価の方が高価であると見込んでいる。**

この点、当該試算は、電話網のI P網への移行前の網構成を前提としており、I P網移行後の構成においては、当該試算と比較して、加入電話／メタルI P電話に係る設備が「加入者交換機・中継交換機・相互接続交換機等」から、「メタル収容装置・新変換装置・中継ルータ・G Wルータ」に置き換わっているため、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を下げる方向に変動する、すなわち、比較において「ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合」がより選ばれやすくなるものと考えられる。

したがって、**今般検討した接続料算定方法の適用期間（※事務局注：令和7年1月から令和10年3月まで）については、固定電話網のI P網への移行期間中と同様に、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当**である。

【現状】 ワイヤレス固定電話は令和7年11月末時点で、**全国1,345回線**（東：436、西：909）

※NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社より聴取

【今後】 光未提供エリアのモバイルを用いた固定電話移行分（25万回線）のうち、**令和10年3月まではワイヤレス固定電話に1万回線移行**

※情通審 固定電話サービス移行円滑化委員会（第1回）資料1-4「NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社提出資料」より

 **現行のワイヤレス固定電話の接続料原価の算定方法を維持することが適当**

- **電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないとき、裁定を申請することができる**とされている。（電気通信事業法第35条第3項）
- 総務省は、同規定による裁定の方針として、**接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針（平成30年1月16日）**を策定・公表している。
- 令和5年1月31日、株式会社NTTドコモから、Coltテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、Coltテクノロジーサービス株式会社が取得すべき金額について、同規定に基づき、裁定の申請があり、令和6年3月22日、電気通信紛争処理委員会へ本件裁定に係る諮問をしたところ、同年6月27日、答申を受けた。
- 同年7月26日、当該答申を踏まえ、**長期増分費用モデルにより、全国的に十分な需要のある電気通信事業者の需要等に基づき計算された都府県の区域（Coltテクノロジーサービス株式会社の業務区域のもの）ごとの金額及び比率を基本として、Coltテクノロジーサービス株式会社の取得すべき接続料を設定すべきとの裁定を行った。**

接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針（平成30年1月16日）

1. 金額（認可された接続料等を除く。）については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. **2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。**

電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき株式会社NTTドコモから申請のあった裁定に係る答申（令和6年6月27日）

1. 総務大臣の裁定案は、次の措置を行う場合には、妥当である。
次の1)又は2)のいずれかにより、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）の裁定申請に係る金額をColtテクノロジーサービス株式会社（以下「コルト」という。）が明確に取得し得るよう、両者の事情を勘案し、当該金額等を適切に明示すること
1) 裁定案の金額について、**通信回数及び通信秒数ごとの金額を明示**し、これに加えて、上記取得金額が算定可能となるような**都府県ごとの通信回数及び通信秒数若しくはそれらの都府県ごとの比率又はそのいずれかの適切な推計値**を示すこと
2) 裁定案の金額について、都道府県ごとの通信回数及び通信秒数の比率又はその適切な推計値を勘案して、コルトの電気通信設備に着信する通信全体の通信回数及び通信秒数ごとの金額を示すこと
2. 総務大臣においては、今後も多くの電気通信事業者において、電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の算定で総務省の長期増分費用モデルを用いることがあり得ることを十分に見越して、電気通信設備との接続に関する政策の検証を行い、必要に応じてその見直しを行い、その中で、**都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額について、支障が生じない範囲で可能な限り開示することを検討し、その検討結果により適切な措置を講じることを要望**する。

長期増分費用モデルにより算定された都道府県別の接続料の扱いについて検討

- 電気通信紛争処理委員会からの答申（令和6年6月27日）においては、「これまで行われていなかった**都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果を開示することが、仮に、そのインプットデータを事実上推知させることになるなどにより、そのデータを提供した電気通信事業者の利益を損なうこととなり、ひいては長期増分費用モデルの適正な構築を損なうことがあっては、かえって、効率的な電気通信設備の接続を進めることが困難になりかねない点に留意**する必要がある」とされている。
- 長期増分費用モデルは、日本全国において、加入者交換機やルータ等を設置し、コア局の設備との間を接続するための伝送路を構築してサービスを提供した場合を想定しているところ、「裁定方針」第3項において、接続料原価を算定するために長期増分費用モデルに入力する需要に関するデータについては、全国的に十分な需要のある電気通信事業者のもので代替することが、効率的なネットワークにおける原価算定を行うには適切であるため、NTT東西に対して、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果を開示することへの見解を確認した。

NTT東西からの回答

（金額について）

- 総務省で認可された全国均一接続料が既に公表されているところ、都道府県別接続料という新たな切り口が公に出ることでダブルスタンダード化してしまい、各社における協議対応への稼働コスト増大や、事業者間の接続料協議が不調となり裁定を必要とするケースがかえって増える可能性がある。

（トラフィックについて）

- NTT東西マクロのトラフィックの実数は既に開示されており、全都道府県別のトラフィック構成比が開示された場合、各エリアごとのトラフィックの実績値が類推可能となる。
- トラフィックのエリアごとの偏在や実績値に関する情報は、営業戦略や投資戦略を策定する上での有効かつ当社の重要な経営情報であり、広く一般に公開された場合、競合事業者において、モバイルを含む電話サービス等の通信サービスの拡大や参入等の営業戦略の策定及び加入電話の代替となるサービス提供事業者におけるトラフィックに対応した設備投資戦略の策定等で活用されることが想定され、当社にとって競争上の不利益になる。

（開示について）

- 都道府県ごとの通信回数及び通信秒数ごとの金額並びにそれらの都道府県ごとの比率の推計値は、上述の理由から重要な経営情報であるが、現在、接続政策委員会にて、接続料算定における長期増分費用方式の適用見直しに関する議論が行われていること等も踏まえ、紛争処理に際して必要に応じて公開することについてはやむを得ない。

対応方針

- 都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果の開示については、上記のNTT東西の経営上の懸念も踏まえ、総務省HPにおいて広く公開する形ではなく、**電気通信設備の接続に関する協定の締結に係る協議に際して当該算定結果を必要とする電気通信事業者からの申請に応じ、NTT東西において当該申請者と秘密保持契約を締結等した上で開示する。**
- その際に**申請書に記載を求める項目（使用目的等）や秘密保持契約のひな型等については、NTT東西において検討し、総務省に確認の上であらかじめ公表する。**